

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

(総則)

1. 施設内の感染症及び食中毒の発生や感染拡大を防止するため、利用者の生活全般の援助を行う職員一人ひとりの衛生管理の意識を高め、感染予防の啓発と迅速な対応に努める。利用者の安全確保をすべての判断基準の起点とし、発生時には二次感染の拡がりを最小限抑えるようすみやかな情報収集と的確な指示の周知徹底を目的として本指針を制定する。

(委員会の設置)

2. 前条の目的を達成するため、当施設に「健康推進委員会」を設置する。

(1) 健康推進委員会の役割

平常時

- ア 施設の感染対策の方針や計画を立て実践を推進する
- イ 具体的対策を施設全体に周知するための窓口になる
- ウ 厨房衛生管理マニュアルを厨房職員に対し遵守するよう指導する。

発生時

- ア 感染症及び食中毒が発生した場合、医務室と連携をとり統一した情報を発信する
- イ 必要に応じて施設長に報告・相談を行い指示を受ける

(施設内の衛生管理)

3. 当施設の衛生管理について以下の通り定める。

(1) 環境の整備

- ア マスク、ガウン、ペーパータオル、手指消毒液、次亜塩素酸ナトリウムなど衛生消耗品の在庫管理
- イ 委託先の従業員への感染予防を含めたオリエンテーションの実施
- ウ 冬季の県内の感染情報の定期的な発信
- エ ボランティア・面会者を含む来荘者と全職員へマスクと手洗いの励行（毎年12月開始）

(2) 職員の衛生管理教育の実施

- ア 感染性胃腸炎・インフルエンザなどの病態を含む感染予防の勉強会及び食中毒の勉強会（年に2回以上）
- イ 嘔吐物・排泄物の処理方法のデモンストレーション
- ウ 手洗いの基本、手洗いチェッカーの実施
- エ 職員に症状のある場合の報告義務の周知徹底を図る
- オ 外部研修

(3) 職員の健康管理

- ア 定期的な健康診断
- イ ワクチン接種

ウ 健康に関する情報の発信

(4) 感染対策の実施状況の確認

ア 感染予防に関するアンケートを全職員と委託先従業員へ実施（毎年11月）

対象者： 特養 厨房 デイサービス ケアハウス ヘルパー 洗濯室 ビルメンテ

イ アンケート結果をもとに評価リストを作成し毎年11月～3月の随時に、食事介助、トイレ誘導、おむつ交換の衛生チェックを行う。

ウ 厨房・各部署について施設衛生チェック表を元に 月に1回チェックを行いチェック内容の改善に努める。

(5) 感染症及び食中毒の発生状況の把握

発生状況報告書をもとに初期対応の情報収集を行い、二次感染予防の徹底を図る（別紙参照）

(6) 感染症及び発生時の連絡体制

第一発見者 → ユニットリーダー → 1 看護師 → 事務所 → 施設長

↓

↑↑

2 ケアマネ・相談員 → 健康推進委員長

(7) 発生時の二次感染拡大の防止

ア 医務室看護師は必要に応じて医師に連絡を取り医療上の指示を仰ぐ

イ 隔離の必要性の確認をする

ウ 汚染物の処理は決められた手順で確実にを行う

エ 初期対応後24時間以内にビルメンテに汚染場所の消毒清掃を依頼する

オ お客様の隔離を行う場合には、事務所職員は管理栄養士と厨房に連絡をとり、食器や残飯の取り扱いに注意するよう伝える。

(8) ビルメンテ（委託清掃業者）への消毒清掃依頼

消毒清掃依頼については、施設長の指示を受け事務所職員が連絡を取り依頼する。

清掃方法

ア 0.1%次亜塩素酸水溶液を使用し汚染場所周囲2m範囲内を清掃する

イ 床も同様に行う

ウ 使用した雑巾は破棄する

エ モップは同様の消毒液に15分以上浸水後洗浄乾燥させる

オ 清掃後の汚水は所定の場所で処理する

(感染発生時の医療体制)

4. 感染発生時の施設の医療体制について次の通り定める。

(1) 嘱託医師の役割

嘱託医師は感染拡大の防止のための指示や施設長への状況報告と同時に感染者の重篤化を防ぐために必要な医療処置を行う

(2) 看護職員の役割

看護職員は医師の指示に従い、症状に応じたケアを実施するとともに介護職員等に対しケアや消毒等の衛生管理について指示をする。また病原体や感染源で汚染された機

械や器具や設備等の消毒はそれらの特徴に応じて適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止する。さらに施設内での感染者の対応が困難な場合、地域の医療機関等へ移送する。

(関係機関への報告)

5. 各種法令等に従い、以下のような場合に施設長が市町村等の高齢者施設主管部局や保健所に報告し、対応の指示を求める。

(1) 報告が必要な場合

- ア 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ特に施設長が報告を必要と認めた場合

(2) 報告する内容

- ア 感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数
- イ 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ 上記の入所者への対応や施設における対応状況

(来荘者への対応)

6. 飛沫感染の恐れのある場合など感染症のまん延防止の観点から 来荘者に対して入所者との接触を制限する必要性を施設長が判断。施設長の指示に従い、事態の早急な終息を図る。

(附則)

(1) この指針は平成29年4月1日より施行する。